地域高規格道路の指定手順　【東北管内】

参考資料

地域高規格道路は、各都道府県・政令指定都市等が策定した広域道路整備基本計画に位置付けられた広域道路（交流促進型）の中から、地元の要望を踏まえつつ、路線の機能、事業の緊急性、地域の活性化に与える効果等を考慮して指定しています。

広域道路整備基本計画の策定
広域道路（交流促進型）の選定
（都道府県、政令指定都市、地方整備局等が共同で策定）

← 都道府県等から指定候補の報告

← 路線の機能、事業の緊急性、地域活性化への効果
ネットワークとしての整合、構造 等を検討

地域高規格道路の指定

路線指定経緯

・平成 6年12月
・平成10年 6月

路線（プロジェクト）の指定

1.「候補路線」（道路局長,都市･地域整備局長が指定）
地域高規格道路として整備を進めることの妥当性、緊急性等について検討を進める路線
【１３路線】

2.「計画路線」（国土交通大臣が指定）
地域高規格道路として整備を進めていくため、基礎的データの収集、路線全体の整備計画の検討等を進める路線
【１７路線　約６６０ｋｍ】

← 都道府県等から指定候補の報告

← 整備のプライオリティ、調査の熟度、地域活性化への効果　等を検討

区間指定経緯

・平成 7年 4月
・平成 7年 8月
・平成 8年 8月
・平成 9年 9月
・平成10年12月
・平成11年12月
・平成12年12月
・平成13年12月
・平成15年 9月
・平成16年 3月
・平成17年 3月
・平成18年 3月
・平成19年 3月

区間（事業単位）の指定

3.**「調査区間」**（道路局長,都市･地域整備局長が指定）
ルート選定、整備手法、都市計画、環境影響評価等の調査を進める区間
【**新規指定：１区間 ９ｋｍ**、指定区間計５６ｋｍ】

4.**「整備区間」**（道路局長,都市･地域整備局長が指定）
事業着手に向けて、都市計画決定手続き、環境影響評価手続き、予備設計等を進める区間
【**新規指定：１区間 ９ｋｍ**、指定区間計２２９ｋｍ】

※記載している延長等は、東北管内の延長。　は今回の指定